

総社市小児医療費公費負担制度について

○受給対象条件

- (1) 0歳～中学校3年生までの総社市民
- (2) 健康保険証をお持ちであること
- (3) 生活保護世帯の小児でないこと

○自己負担医療費

小学生以下：無料

中学生：外来は1割負担、入院は無料

※ただし、健康保険適用の範囲内が適用となるので、保険外診療（文書料・容器代・食事療養費など）は対象になりません。また、付加給付金や他に公費負担がある場合は、その額は差し引かれます。

○受給方法

(1) 受給者証発行

「小児医療費受給資格者証」の交付申請手続きが必要です。

《お手続きに必要なもの》

- ・対象の子どもの健康保険証（出生や変更などは健康保険証ができてから申請してください。）
- ・印鑑（認印でも可）

こども課の窓口で交付申請書を記入し対象児の健康保険証のコピーを添付の上、申請してください。申請された月の翌月1日からお使いいただける受給者証を月末にお届けさせていただきます。

(2) 受給者証が届いたら

岡山県内の医療機関で会計時に「小児医療費受給資格者証」と「健康保険証」を一緒に医療機関の窓口へ提示していただくことでご利用いただけます。また、保険外診療分は助成対象外となり支払いが必要ですのでご注意ください。

(3) 受診時に受給者証が届いていない場合、県外受診の場合

総社市民となった日から受給対象となります。出生または転入日から受給者証が手元に届くまでの間、もしくは県外受診で受給者証が使えずにお支払いいただいた場合には、後日こども課窓口で償還給付申請をしてください。かかった医療費の対象助成額分を還付いたします。

償還給付申請

《お手続きに必要なもの》

- ・医療機関等の領収書（※健康保険を適用せずに10割負担で支払った場合は必ず健康保険機関から適用分還付してもらった上で申請してください。その際、健康保険機関からの給付通知書も提出をお願いします。）
- ・小児医療費受給資格者証
- ・対象児の健康保険証
- ・保護者（申請者）名義の通帳
- ・印鑑（認印でも可）

こども課の窓口で交付申請書を記入し医療機関等の領収書を添付の上、申請してください。

※申請書は、受診した月ごとかつ医療機関ごとに1枚必要です。

※償還給付できる医療機関等の領収書は受診日から5年間猶予があります。

★医療費が高額になったら、学校・園の管理下で怪我をしたら…裏面をご覧ください→

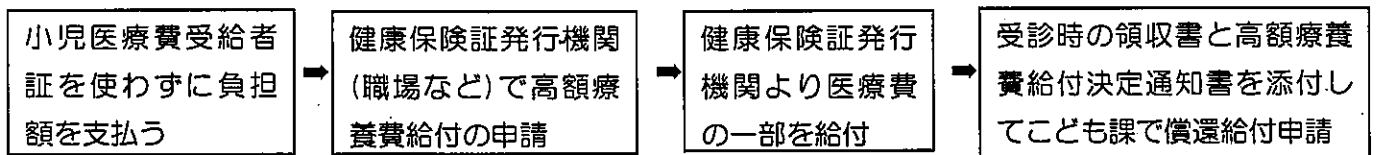
○医療費が高額になったら、学校・園の管理下で怪我をしたら・・・

以下の制度の利用が優先されます。

・高額療養費給付制度（医療費が高額になったら・・・）

医療費の自己負担額が高額になった場合、健康保険で高額療養費の給付が受けられます。所得によって対象額が違っているので、詳しくは加入されている健康保険証の発行機関へご確認ください。また差額は小児医療の対象となります。償還給付申請時に健康保険からの**高額療養費給付決定通知書**も添付してください。

【対象の場合のお手続きの流れ(例)】

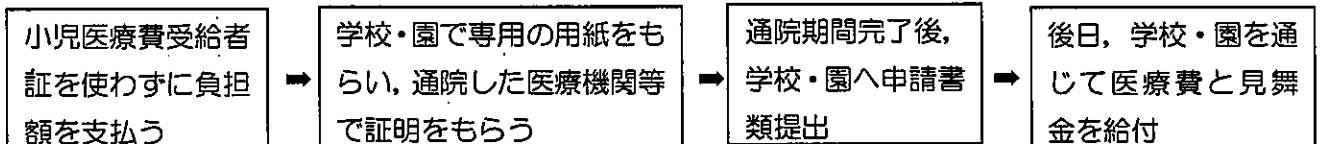


※高額療養費給付制度の限度額適用認定証をお持ちの場合はお支払い時に提示していただくだけで適用されますので、手続き不要です。

・日本スポーツ振興センター災害共済給付制度（学校・園の管理下で怪我をしたら・・・）

総社市内の幼稚園・こども園・公立保育所・小中学校の管理下で怪我をして病院にかかり、通院完了までの期間の総医療点数が500点以上(医療費負担額の合計が未就学児1000円以上、小中学生1500円以上)の場合は災害共済給付制度がご利用いただけます。こちらは医療費に加え1割相当の見舞金も給付されます。詳しくは通われている学校・園へおたずねください。

【対象の場合のお手続きの流れ】



※私立保育園では他の保険制度に加入している場合もあります。詳しくは園へおたずねください。

○損害賠償との調整

病気または負傷について損害賠償（たとえば交通事故などにより）を受けた場合は、賠償額の限度までは給付の対象になりません。また、すでに給付した医療費は返還していただくことになります。なお、この場合は **こども課 子育て支援係** (Tel 92-8268) に相談してください。

こんなときには必ず届け出を！

こんなとき	持ってくるもの
総社市から転出するとき	受給資格者証を返してください
健康保険証が変わったとき	受給資格者証, 健康保険証, 印鑑
氏名・住所・電話番号が変わったとき	受給資格者証, 印鑑
受給資格者証の再交付を受けるとき	健康保険証, 印鑑
生活保護を受けるようになったとき	受給資格者証を返してください



子育て王国
そうじや

健康であるために日頃から予防と規則正しい生活を心がけよう！

お問合せは

総社市役所 **こども課 子育て支援係** TEL 0866-92-8268